

令和 8 年度

第 1 回長浜市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和 8 年 8 月 2 0 日（木） 午後 3 時から

長浜市役所本庁 3 階 3－B コミュニティールーム

令和８年度 第１回長浜市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和８年８月２０日（木）午後３時～午後４時２０分
- 2 場 所 長浜市役所本庁３階 ３－Ｂコミュニティールーム
- 3 出席者 [被保険者を代表する委員] ２名
服部貴美代委員、川崎香委員
- [保険医または保険薬剤師を代表する委員] ３名
華房順子委員、米澤理雄委員、小倉味穂委員
- [公益を代表する委員] ４名
中嶋利明委員、高山幸嗣委員、中村典子委員、三橋正樹委員
- [被用者保険等保険者を代表する委員] ３名
奥村栄二委員、寺村庄三委員、市川量子委員
- [市側、事務局職員] １４名
市民生活部 松宮部長、田中次長
保険年金課 森課長、津田課長代理、廣部係長、中野主事
滞納整理課 藤課長、西邑副参事
健康医療政策課 前田課長、三宅主査
健康推進課 松山課長、國友副参事
- 4 欠席者 [被保険者を代表する委員] ２名
大杉三佐子委員、西島かおる委員
- [保険医または保険薬剤師を代表する委員] １名
川瀬仁史委員
- 5 署名委員 高山幸嗣委員、中村典子委員

事務局

《 会 議 録 》

《開会 午後 3 時 00 分》

本日は、皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

会議の前に、本日の会議資料の確認させていただきます。「資料 1－2 令和 7 年度長浜市国民健康保険事業重点事業実施結果」と「資料 3－2 データヘルス計画の実績管理表と目標値を達成するための個別保険事業」を一部修正いたしましたので、差替えをお願いいたします。また、関係例規の抜粋を追加配付させていただきました。ご確認ください。

ただ今から、令和 8 年度第 1 回「長浜市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

まず初めに、今年度、委員の交代がありましたのでご紹介いたします。公益代表の竹腰委員が辞任されましたので、後任として中村典子様へ委員に就任いただきました。また、被用者保険代表の宇田委員が辞任されましたので、後任として奥村栄二様に、宮川委員が辞任されましたので、後任として市川量子様に委員に就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、WEB で会議への参加を行えるようご案内しております。

今回、WEB で参加していただいています委員は、被保険者を代表する委員の川崎委員、保険医・薬剤師を代表する委員の華房委員、米澤委員、小倉委員です。

本日の会議に、大杉委員、西島委員、川瀬委員より、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

なお、本会議につきましては、「長浜市国民健康保険規則」の第 4 条第 4 項に、各選出区分それぞれ 1 名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない旨の規定があります。本日は各区分に 1 名以上で合計 12 名の出席者がございますので、開催の要件を満たしておりますことをご報告申しあげます。

事務局	また、この「国民健康保険運営協議会」の会議は、長浜市情報公開条例の規定に基づき「原則公開」とさせていただきますので、ご了承ください。 なお、本日の傍聴のお申込みはありませんでした。 それでは、事前にお送りしております資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。 まず、開会にあたりまして、市民生活部長からご挨拶申し上げます。
部長	【部長あいさつ】
事務局	続きまして、次第3「委員・職員の自己紹介」に入らせていただきます。 今年度、新たにご就任していただきました委員もおられますので、順番に自己紹介をお願いします。 (委員 自己紹介) 事務局についても定期人事異動により変更がございましたので、職員の自己紹介をさせていただきます。 (職員 自己紹介) 次に、会議次第4「会長及び副会長の選出」に入らせていただきます。 会長、副会長につきましては、「長浜市国民健康保険規則」第3条第1項の規定により、公益を代表する委員のうちから選出するとなっており、また、第2項の規定により、任期は1年となっておりますので、再度選出をお願いしたいと思います。選出につきましては、どのようにすればよろしいでしょうか。
事務局	事務局案とさせていただきますよろしいでしょうか それでは、事務局案としまして、「中嶋委員」を会長に、「高山委員」を副会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
事務局	ありがとうございました。異議なしということで、会長に「中嶋委員」、副会

事務局	長に「高山委員」が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、今後の会議につきましては、規則第4条第3項の規定によりまして、会長が議長となり運営をしていただくことになります。中嶋会長、高山副会長、前の席へお願いします。 それでは、中嶋会長、会議の進行につきましてよろしくお願いいたします。
議長	こんにちは。事務局からの指名により会長に選出されました「中嶋」でございます。会議のスムーズな進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。 それでは会議次第5「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員は長浜市国民健康保険規則第7条において、議長および協議会において定めた2人の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただき、ご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、会議録署名委員を高山委員と中村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	後日、事務局で作成します会議録にご署名をお願いします。 それでは、会議次第6の議事に移りたいと思います。 はじめに(1)の「令和7年度長浜市国民健康保険特別会計決算について」、事務局からの説明をお願いします。
事務局	「令和7年度長浜市国民健康保険特別会計決算について」 ・事務局説明（決算及び事業報告） (保険年金課、健康推進課、健康医療政策課)

議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。
委員	適正化の取り組みの中で、年金資格情報を活用して手続き漏れや遅れている方に喪失勧奨を行われているということで、喪失後に保険証を使い続けている人は返納金が発生する状況に陥るということかと思いますが、これは出口の話であって、入口の時にも同じように被用者保険側で喪失後受診が発生し影響が出てくる話になりますので、国保加入時にかなり遅れて手続きをされた方には、医療費の精算が発生するということを窓口でご案内いただければと思います。よろしくお願いします。
事務局 (保険年金課)	ご相談があった時には、手続き方法などご案内しているのですが、時間が空いて加入手続きをされた方については、医療費の精算についてご案内できるよう注意していきたいと思います。
議長	被用者保険の方へ、或いは被用者保険から国保に変わる際に、それぞれの窓口で案内していただけると、後のお金のやりとりがなくなると思いますので、よろしくお願いします。 私からも2点、特定健診の受診率ですが、以前の会議でも厳しい意見がでていたかと思いますが、その後色々な新しい取り組み等を実施していただいた結果、令和5年度が36.1%、令和6年度の39.8%、令和7年度は直近の数字で43%とかなり上昇してきたなと思います。 健診を受診されていない方への電話勧奨についても、1,100人あまりに電話をかけて385人、34%の方が受診をされたということで、令和6年度の実績が824人に対して94人、11.4%の受診率であったということで、まだまだ伸びしろがあるのではないかと話していたと思うので、人数で4倍、率で3倍の効果があったということで、年々向上しているという結果、それに向いての努力については、評価ができるのではないかと思います。 ただ、後ほど説明いただくデータヘルス計画では、令和7年度の目標が46%、今年度が50%、最終11年度は60%と非常に高い目標とされていま

議長

す。受診率の向上というのは、何かをすれば必ず上がるというものではないので、引き続き地道な取り組みをお願いしたいと思います。

もう1点、保険料の収納率ですが、保険料の適正な賦課と収納率向上の取り組みの中で、以前から95%以上の高い収納率を維持されていて、その中で、外国人への対応を重点施策にあげられていますが、外国人に特化した収納率というのは把握されていますか。

事務局

外国人で別枠でということでは把握はできていません。

(保険年金課)

議長

外国人の人口が多い市町については、苦勞されていると思いますが、外国人の収納率を把握されている自治体の集計で約63%だそうです。長浜市でそのまま適用できるかわかりませんが、かなり低いのかなと思います。

そこで全国で115の自治体が、悪質性のある外国人の滞納状況を出入国在留管理庁に情報提供されている事例があるそうです。長浜市もされていますか。

事務局

していません。

(保険年金課)

議長

国保加入者の3割以上が外国人という東京都豊島区は、2023年から出入国在留管理庁に情報提供されて、効果が絶大で、今では外国人の方から区役所にやってきてくれるというようなことを担当者が言っておられました。

隣の岐阜県でも、羽島市が今年の3月から情報提供を始めるそうです。まだ効果が出ているかわかりませんが、出入国在留管理庁と任意の覚書を交わして、地方税法に基づいて情報提供を行うだけなので、予算措置の必要もなく非常にありがたいと、こういう自治体もあるということです。

ただ、何をもって悪質性というのかの判断は各自治体に任されているそうなので、この運用をするとその外国人に対して非常に重大なペナルティを課すことになりますので、慎重にはしていただきたいですが、そんな取り組みもあるということで事例紹介をさせていただきます。

委員	電話勧奨についてですが、うちの家にも勧奨の電話がかかってきました。 「私ども、長浜市の委託を受けて、特定健診について電話をさせていただいております。」ということだったのですか、長浜市の委託を受けている業者？ どういう方が電話しているの？と。大体はスマホの知り合いだけで、固定電話では絶対取らないが、何回もかかってくるので取った時に「長浜市の委託を受けている」なんて言われると、成りすましということもあるので、電話はすごく怖いんです。なので、この電話勧奨に関して、5,600 人に対して予約受付が 70 人では割に合わないのではと思います。 ながはま割の時は、ラインで一斉に流されて、みんな見ていたので、特定健診もながはま割のようにラインで流しては？電話勧奨委託はちょっと怖い気がします。
議長	私も固定電話に電話が入ってもほとんど出ません。そういう方も多いかなと思います。ここで回答ということではないでしょうが、何かもう少し安心して電話に出られるような仕組みを検討いただければと思います。何か事務局の方からございますか。
事務局 (保険年金課)	電話勧奨につきましては、国民健康保険のお手続きの時にいただいた電話番号に、国民健康保険の事業に使用するという範囲の中で保険事業の健診受診勧奨に使わせていただいています。委託業者とは個人情報の契約を結び、健診未受診の方に直接電話でお忘れでないか等をお話させていただき、希望される場合はすぐに予約をとらせていただくという形で、業者に委託して事業を行っているところです。ただ、詐欺の電話などが多い状況の中で、不安なところ、詐欺と混同されるようなこともあるかと思いますので、いただきました意見を参考にさせていただき、今後の事業に活かしていきたいと思っています。ありがとうございます。
議長	今後の検討課題かなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。 何か他にございませんか。

議長	なければ、次に（２）「令和７年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (保険年金課)	「令和７年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算について」 ・事務局説明（決算及び事業報告） （健康医療政策課）
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。 なければ、次に会議次第７の「その他」、事務局より何かありますか。
事務局	はい、「第３期データヘルス計画中間見直し」について、今までの取り組み状況の報告をさせていただきます。 ・事務局説明（保険年金課）
議長	中間見直しの評価ということですが、ジェネリック医薬品の使用率の目標値がちょっと低いような気がしますので、高い使用率で目標を達成されますので、さらに上乘せでお願いできればと思います。 他にご質問等はございませんか。
委員	今回初めてデータヘルス計画の数値を拝見したのですが、特定健診受診率、その中でも新規の受診者の割合がすごく低いのを初めて知りました。私も企業に勤めていて、独立開業した時に国保に加入したのですが、当然引き続き同じように同じ月に健康診断を受けようと受診させていただいています。 企業で勤めていた時に健康診断を受けていた人が退職して国保に加入した時に、自分の健康管理に対して意識の高い方は、同じように受診されると思うのですが、何故新規に加入された方の受診率が低いのか、要因の分析までされていますか？ あと、特定健診を受診できるのは６月以降ですが、企業が健康診断をされるのは４、５月が多いようなイメージがあります。協会けんぽが生活習慣病予

委員	防健診の補助をされていますが、医療機関に予約の電話をすると4月から埋まっていきます。企業で健康診断を受けていた方が4、5月が多くて、国保で特定健診を受けようとして月がずれていたりすると、そこで1つ断念する要因になるのかなと思いました。 特定健診の期間は6月始まりでないといけないのか、新規加入された方が低い分析をされているのか、お聞かせいただきたい。
事務局 (保険年金課)	新規受診率につきましては、今のところデータ情報のみで、目標値自体もそんなに高い設定ではなく、また、目標数値も超えているかと思いますが、今後もう少し伸ばしていくにはどうしたらいいかというところを検討させていただく予定です。 健診の始まりが6月からということについては、年度区切りで4月頃に準備期間がどうしても必要になります。健診の受診券の抽出を国保連合会にしてもらっているような経緯もあり、その期間を縮めることが難しいかなという状況です。
議長	新規受診者の割合は何に対する割合ですか。新規加入者で受ける対象者の中の受けている人の割合なのか、43%が受けている中でそこで新規の人が占める割合なのか。
委員	私は、新たに国保に加入された方のうち、特定健診を受けるべき人達の中で19%しか受けないと理解したのですが、質問の趣旨は、継続受診された方は70%を超えているので、その入口さえクリアしたら、ある程度受診者が増えるのではないかということです。
事務局 (健康推進課)	国民健康保険における新規受診の割合というのは、過去数年間受診していなかった方が、初めて受診した人の割合ということになります。
議長	今まで受ける習慣がなかった人を掘り起こした数字ということということで

議長	すね。少しイメージが違ったのですね。確かに一度受診のルールの上に乗っていただければ、毎年同じ時期に受けていただけることによって、全体として上がってくるということになりますので、この辺りの数字としっかり向き合いながら、計画を立てていただければと思います。 他に質問はございませんか。
委員	薬剤師会等と連携して受診勧奨をとということで、アクリルスタンドを送付いただいたのがその一環ということでよかったですか。
事務局 (健康推進課)	はい、今年度はアクリルスタンドを窓口に置いていただくのと併せて、啓発をしていただくことをお願いさせていただきました。
委員	これが少し小さくて、置いておいても気づかれないんです。QR コードは毎年変わるのではなくデータは更新されるのですか。ずっと置いておいてコードを読んでもらう形で進めていけばいいですか。
事務局 (健康推進課)	はい、QR コードは毎年変わるわけではありません。引き続き使っていただき、データを更新します。少し小さかったことは反省しております。よろしくお願いします。
議長	啓発には少し小さかったようですので、もう少し目立つようにしてもらいながら、薬剤師会、或いは商工会やシルバー人材センター、地域づくり協議会などいろんな団体と協力しながら普及していただいて、受診率の向上に努めていただければと思います。 他に質問等ありませんか？ ありがとうございました。これをもちまして本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。
事務局	中嶋会長、ありがとうございました。

事務局	これをもちまして、令和8年度「第1回長浜市国民健康保険運営協議会」を閉会させていただきます。 本日は、長時間のご審議誠にありがとうございました。 ===== 時間記入 <u>午後4:20</u>
-----	--

長浜市国民健康保険規則第7条第2項の規定により下記に署名する。

令和8年8月20日

長浜市国民健康保険運営協議会議長

中嶋 利明

署 名 委 員

高山 幸嗣

署 名 委 員

中村 典子